

令和元年

第1回熊取町議会臨時会会議録

令和元年5月15日開会

令和元年5月15日閉会

熊取町議会

令和元年第1回臨時会会議録目次

(5月15日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	2
仮議席の指定	3
議会選挙第1号 議長の選挙	3
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議会選挙第2号 副議長の選挙	5
議会選任第1号 常任委員会委員の選任について	7
議会選任第2号 議会運営委員会委員の選任について	7
提案理由説明	
議員提出議案第4号 原子力問題調査特別委員会の設置について、議員提出議案第 5号 アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会の設置について、議員提出議案 第6号 都市計画道路建設促進特別委員会の設置について、議員提出議案第7号 環境施設広域化調査特別委員会の設置について、以上4件一括付議	8
質 疑	9
採 決	9
議会選任第3号 特別委員会委員の選任について	10
議会選挙第3号 泉州南消防組合議会議員の選挙	11
提案理由説明	
議案第28号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について	11
質 疑	13
採 決	13
提案理由説明	
議案第29号 平成31年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告につい て	13
質 疑	14
採 決	17
提案理由説明	
議案第30号 監査委員の選任同意について	17
質 疑	18
採 決	18
提案理由説明	
議案第31号 税条例の一部を改正する条例	18
質 疑	19
採 決	19
提案理由説明	
議案第32号 介護保険条例の一部を改正する条例	20
質 疑	21

採 決	21
提案理由説明	
議案第33号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第3号）	21
質 疑	22
採 決	22
提案理由説明	
議案第34号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）	22
質 疑	23
採 決	23
総務文教常任委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について	23
事業厚生常任委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について	23
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について	24

第 1 回熊取町議会臨時会（第 1 号）

令和元年第1回臨時会会議録（第1号）

月 日 令和元年5月15日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	8番 重光 俊則	9番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	南 和仁
総 合 政 策 部 理 事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	巖根 晃哉	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	都 市 整 備 部 長	矢部 義雄
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
教 育 次 長	貝口 良夫		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書	記	藤原 孝二
-------------	-------	---	---	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

仮 議 席 の 指 定

議会選挙第1号 議長選挙

議 席 の 指 定

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

議会選挙第2号 副議長選挙

議会選任第1号 常任委員会委員の選任について

議会選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

議員提出議案第4号 原子力問題調査特別委員会の設置について

議員提出議案第5号 アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会の設置について

議員提出議案第6号 都市計画道路建設促進特別委員会の設置について

議員提出議案第7号 環境施設広域化調査特別委員会の設置について

議会選任第3号 特別委員会委員の選任について

議会選挙第3号 泉州南消防組合議会議員選挙

議案第28号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について

議案第29号 平成31年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告について

議案第30号 監査委員の選任同意について

議案第31号 税条例の一部を改正する条例

議案第32号 介護保険条例の一部を改正する条例

議案第33号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第3号）

議案第34号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）
総務文教常任委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について
事業厚生常任委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について

議会事務局長（藤原伸彦君）皆さん、おはようございます。本日は何かとお忙しい中、令和元年第1回熊取町議会臨時会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本臨時会は一般選挙後の初めての議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の重光俊則議員をご紹介申し上げます。重光議員、議長席にお着き願います。

（重光俊則君 議長席に着く）

臨時議長（重光俊則君）おはようございます。ただいま紹介されました重光でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。議長が決まりますまでの間、議事運営にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第1回熊取町議会臨時会を開会いたします。

（「10時02分」開会）

臨時議長（重光俊則君）日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。藤原議会事務局長。

議会事務局長（藤原伸彦君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、平成31年3月熊取町議会定例会に報告をいたしました以降、3月19日、4月26日に実施されまして、監査委員から、その結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、平成31年3月末現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

一 般 会 計	37億2,225万4,504円
国民健康保険事業特別会計	1,536万2,548円
介護保険特別会計	2億6,128万9,807円
墓地事業特別会計	41万7,452円
後期高齢者医療特別会計	6,163万3,020円
水道事業会計	5億9,277万8,322円
下水道事業会計	2億 558万7,020円
歳入歳出外現金	1億4,073万3,222円

となっております。

以上で報告を終わります。

臨時議長（重光俊則君）これをもって、諸般の報告を終わります。

本臨時議会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。議長のお許しを賜りましたので、令和元年第1回熊取町議会臨時会開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、去る4月21日に執行されました熊取町議会議員一般選挙において当選の栄を得られましたこと、心からお祝い申し上げます。

さて、先日、5月1日をもって元号が令和に改まりました。この新たな令和の時代におきましても、引き続き「住みたい 住んでよかった」ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまちの実現を目指して各種の施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞ議員皆様方のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会にご提案申し上げております議案でございますが、専決処分報告につきましては税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてほか1件、監査委員の選任同意、一部条例改正につきましては税条例の一部を改正する条例ほか1件、補正予算につきましては令和元年度熊取町一般会計補正予算（第3号）ほか1件でございます。

何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

臨時議長（重光俊則君）これより、本日の日程に入ります。

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席につきましては、ただいまご着席の議席といたします。

臨時議長（重光俊則君）次に、日程第2 議会選挙第1号 議長の選挙を行います。

これから議長選挙立候補者の演説会を行うため、しばらく休憩といたします。

（「10時06分」から「10時38分」まで休憩）

臨時議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の選挙は投票で行います。

それでは、議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員数は14名であります。

議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人を指名いたします。

立会人に、田中圭介議員、坂上昌史議員、田中豊一議員、二見裕子議員、河合弘樹議員、坂上巳生男議員、そして私、重光、以上の7名を指名いたします。

それでは、職員が投票用紙を配付します。

（投票用紙の配付）

念のために申し上げます。投票は単記無記名で、候補者の氏名を記載してください。

なお、投票用紙には候補者でない者の氏名は記載しないようお願いいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。仮議席番号1番の議員から順番に投票をお願いします。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。先ほど指名をいたしました、私のほか田中圭介議員、坂上昌史議員、田中豊一議員、二見裕子議員、河合弘樹議員、坂上巳生男議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票。有効投票のうち文野慎治議員7票、矢野正憲議員7票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票（有効得票数の4分の1）であり、文野慎治議員と矢野正憲議員の得票数は、いずれもこれを超えております。

両議員の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

くじは2回引きます。1回目は予備抽せんで、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は本抽せんで、予備抽せんで決まった順序にくじを引き、当選人を決定するものです。

くじは、封筒の中に数字または当選と書いた紙を入れて行います。2回目の本抽せんで当選のくじを引いた方を当選人に決定いたしたいと思えます。

先ほど立会人に指名いたしました、私のほか田中圭介議員、坂上昌史議員、田中豊一議員、二見裕子議員、河合弘樹議員、坂上巳生男議員、くじの立ち会いをお願いします。

(立会人席にくじの内容を説明した後、封筒を箱に入れる)

準備が整いましたので、文野慎治議員、矢野正憲議員は前までお越してください。

なお、予備抽せんを引く順序は、演説の順序に行いますので、矢野議員、文野議員の順序で予備抽せんを引いてください。

(くじを引く)

くじを開いてください。

くじを引く順番が決定しましたので報告します。初めに文野議員、次に矢野議員。以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定する本抽せんを行います。

文野議員、矢野議員の順に、くじを引いてください。

(くじを引く)

くじを開いてください。

くじの結果を報告します。くじの結果、矢野議員が当選人と決定しました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

ただいま議長に当選されました矢野議員が議場におられますので、本席から、議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、矢野議員に当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

(矢野正憲君登壇 議長当選挨拶)

議長（矢野正憲君）改めまして、熊取町議会議長として当選をさせていただきました矢野正憲でございます。私の主張でるる申し上げてまいりましたが、第一の基本として、公平公正な議会運営を心がけてまいりたいと存じます。そして、その中で意見集約を図っていききたい、この旨をしっかりと心に刻みながら、この2年間、議長職をしっかりと全うしてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(矢野正憲君降壇 自席へ)

臨時議長（重光俊則君）これをもちまして、臨時議長としての職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

それでは、矢野議長、議長席にお着き願ひます。

(矢野正憲君、議長席へ着く)

議長（矢野正憲君）それでは、引き続きまして議事を進めます。

日程第3 議席の指定を行います。

議会会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。

議席番号1番 田中圭介議員、議席番号2番 大林隆昭議員、議席番号3番 浦川佳浩議員、議席番号4番 坂上昌史議員、議席番号5番 田中豊一議員、議席番号6番 鯉谷陽子議員、議席番号7番 文野慎治議員、議席番号8番 重光俊則議員、議席番号9番 二見裕子議員、議席番号10番 渡辺豊子議員、議席番号11番 河合弘樹議員、議席番号13番 江川慶子議員、議席番号14番 坂上巳生男議員、以上、議員の皆様はただいまの着席のとおりといたします。私、矢野正憲は議席12番といたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

議会会議規則第126条の規定により、議長が指名いたします。議席1番 田中圭介議員、議席2番 大林隆昭議員、以上2名の方を指名いたします。よろしくお願ひします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第5 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日5月15日の1日間といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日5月15日の1日間に決定いたしました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第6 議会選挙第2号 副議長の選挙の件を議題といたします。

これから副議長選挙立候補者の演説を行うため、しばらく休憩といたします。

（「10時55分」から「11時03分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の選挙の方法は投票で行います。

それでは、ただいまから副議長の選挙を行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員数は14名です。

議会会議規則第31条第2項の規定による立会人に、大林隆昭議員、浦川佳浩議員、田中豊一議員、重光俊則議員、渡辺豊子議員、河合弘樹議員、江川慶子議員の以上7名を指名します。

それでは、職員が投票用紙を配付します。

（投票用紙の配付）

念のために申し上げます。投票は単記無記名で、候補者の氏名を記載してください。

なお、投票用紙には候補者でない者の氏名は記載しないようにお願いします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順番に投票をお願いします。

（投票）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。先ほど指名をいたしました大林隆昭議員、浦川佳浩議員、田中豊一議員、重光俊則議員、渡辺豊子議員、河合弘樹議員、江川慶子議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票。有効投票のうち、坂上昌史議員7票、二見裕子議員7票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票（有効得票数の4分の1）であり、坂上昌史議員と二見裕子議員の得票数は、いずれもこれを超えております。

両議員の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

くじは2回引きます。1回目は予備抽せんで、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は本抽せんで、予備抽せんで決まった順序にくじを引き、当選人を決定するものです。

くじは、封筒の中に数字または当選と書いた紙を入れて行います。2回目の本抽せんで当選のくじを引いた方を当選人に決定したいと思います。

先ほど立会人に指名いたしました大林隆昭議員、浦川佳浩議員、田中豊一議員、重光俊則議員、渡辺豊子議員、河合弘樹議員、江川慶子議員、くじの立ち会いをお願いいたします。

(立会人席にくじの内容を説明した後、封筒を箱に入れる)

準備が整いましたので、坂上昌史議員、二見裕子議員は前までお越しく下さい。

なお、予備抽せんを引く順序は、演説の順序に行いますので、坂上昌史議員、二見議員の順序で予備抽せんを引いてください。

(くじを引く)

くじを開いてください。

くじを引く順番が決定しましたので報告します。初めに二見議員、次に坂上昌史議員。以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定する本抽せんを行います。

二見議員、坂上議員の順に、くじを引いてください。

(くじを引く)

くじを開いてください。

くじの結果を報告します。くじの結果、二見議員が当選人と決定いたしました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

ただいま副議長に当選されました二見議員が議場におられますので、本席から、議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

それでは、二見議員の当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

(二見裕子君登壇 副議長当選挨拶)

副議長（二見裕子君）一言、副議長選任のご挨拶をさせていただきます。

このたび、議員の皆様方の温かいご支援によりまして副議長の要職に就任させていただくことになりました。身に余る光栄であります。もとより微力ではございますが、議会が公正かつ円滑に運営されますよう、議長を補佐し、誠心誠意努力したいと存じます。議員の皆様、また理事者の皆様、ご指導、ご鞭撻、ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

(二見裕子君降壇 自席へ)

議長（矢野正憲君）次に、日程第7 議会選任第1号 常任委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、議会委員会条例第2条及び第7条第4項の規定により、議長が指名いたします。

まず、総務文教常任委員会委員に、大林隆昭議員、浦川佳浩議員、田中豊一議員、重光俊則議員、渡辺豊子議員、河合弘樹議員、坂上巳生男議員の以上7人を指名したいと思います。

次に、事業厚生常任委員会委員に、田中圭介議員、坂上昌史議員、鯉谷陽子議員、文野慎治議員、二見裕子議員、江川慶子議員、そして私、矢野正憲の以上7名を指名したいと思います。

以上のとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第8 議会選任第2号 議会運営委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、議会委員会条例第5条第2項及び第7条第4項の規定により、議長が指名いたします。

田中圭介議員、浦川佳浩議員、田中豊一議員、重光俊則議員、渡辺豊子議員、坂上巳生男議員、そして私、矢野、以上の7人を議会運営委員会委員に指名したいと思います。

以上のとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7人の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました総務文教常任委員会委員、事業厚生常任委員会委員及び議会運営委員会委員によりまして、議会委員会条例第8条の規定により、各委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

互選していただく場所と順序を申し上げます。互選していただく場所は正副議長室で、順序は、まず総務文教常任委員会、2番目に事業厚生常任委員会、3番目に議会運営委員会の順といたします。

その間、しばらく休憩いたします。

（「11時17分」から「11時27分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

総務文教常任委員会、事業厚生常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果報告がございましたので、その報告をいたします。

総務文教常任委員会委員長に浦川佳浩議員、副委員長に河合弘樹議員。事業厚生常任委員会委員長に坂上昌史議員、副委員長に江川慶子議員。議会運営委員会委員長に重光俊則議員、副委員長に田中豊一議員。

以上のとおりでございます。

議長（矢野正憲君）次に、日程第9 議員提出議案第4号 原子力問題調査特別委員会の設置についての件、日程第10 議員提出議案第5号 アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会の設置について

ての件、日程第11 議員提出議案第6号 都市計画道路建設促進特別委員会の設置についての件及び日程第12 議員提出議案第7号 環境施設広域化調査特別委員会の設置についての件、以上の4件を一括して議題といたします。

本4件について説明を求めます。重光俊則議員。

8番(重光俊則君) それでは、特別委員会の設置についてご説明させていただきます。

議案書5ページをごらんください。

議員提出議案第4号 原子力問題調査特別委員会の設置についてであります。

議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	重光	俊則
賛成者	熊取町議会議員	坂上	巳生男
同じく		渡辺	豊子
同じく		矢野	正憲
同じく		浦川	佳浩
同じく		田中	圭介
同じく		田中	豊一

でございます。

1. 名称 原子力問題調査特別委員会
2. 設置目的 原子力問題について必要な調査を行う。
3. 設置期間 目的が達成されるまでの間。ただし、閉会中も継続審査とする。
4. 委員定数 7人

であります。

続いて、議案書6ページをごらんください。

議員提出議案第5号 アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会の設置についてであります。

議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	重光	俊則
賛成者	熊取町議会議員	坂上	巳生男
同じく		渡辺	豊子
同じく		矢野	正憲
同じく		浦川	佳浩
同じく		田中	圭介
同じく		田中	豊一

でございます。

1. 名称 アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会
2. 設置目的 アトムサイエンスパーク構想の推進について必要な調査を行う。
3. 設置期間 目的が達成されるまでの間。ただし、閉会中も継続審査とする。
4. 委員定数 7人

であります。

続いて、議案書7ページをごらんください。

議員提出議案第6号 都市計画道路建設促進特別委員会の設置についてであります。

議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	重光	俊則
賛成者	熊取町議会議員	坂上	巳生男
同じく		渡辺	豊子
同じく		矢野	正憲
同じく		浦川	佳浩

同じく
同じく
田中 圭介
田中 豊一

でございます。

1. 名 称 都市計画道路建設促進特別委員会
2. 設置目的 都市計画道路建設促進について必要な調査を行う。
3. 設置期間 目的が達成されるまでの間。ただし、閉会中も継続審査とする。
4. 委員定数 7人

であります。

続いて、議案書8ページをごらんください。

議員提出議案第7号 環境施設広域化調査特別委員会の設置についてであります。

議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものでございます。

提出者 熊取町議会議員 重光 俊則
賛成者 熊取町議会議員 坂上巳生男
同じく 渡辺 豊子
同じく 矢野 正憲
同じく 浦川 佳浩
同じく 田中 圭介
同じく 田中 豊一

でございます。

1. 名 称 環境施設広域化調査特別委員会
2. 設置目的 環境施設広域化について必要な調査を行う。
3. 設置期間 目的が達成されるまでの間。ただし、閉会中も継続審査とする。
4. 委員定数 7人

であります。

以上で、議員提出議案第4号、同じく第5号、第6号及び第7号の特別委員会の設置についての説明を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本4件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本4件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、本4件について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

本4件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、本4件について順次採決を行います。

まず、議員提出議案第4号 原子力問題調査特別委員会の設置についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議員提出議案第5号 アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会の設置についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、議員提出議案第6号 都市計画道路建設促進特別委員会の設置についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、議員提出議案第7号 環境施設広域化調査特別委員会の設置についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、日程第13 議会選任第3号 特別委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名いたします。

原子力問題調査特別委員会委員に、田中圭介議員、坂上昌史議員、田中豊一議員、重光俊則議員、渡辺豊子議員、河合弘樹議員、江川慶子議員。

アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会委員に、大林隆昭議員、浦川佳浩議員、田中豊一議員、鱧谷陽子議員、文野慎治議員、渡辺豊子議員、そして私、矢野正憲。

都市計画道路建設促進特別委員会委員に、大林隆昭議員、坂上昌史議員、鱧谷陽子議員、重光俊則議員、二見裕子議員、河合弘樹議員、坂上巳生男議員。

環境施設広域化調査特別委員会委員に、田中圭介議員、浦川佳浩議員、文野慎治議員、二見裕子議員、江川慶子議員、坂上巳生男議員、そして私、矢野正憲。

以上、それぞれ7人を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました諸君をそれぞれの特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました委員によりまして、議会委員会条例第8条の規定により、それぞれの特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

互選していただく場所と順序を申し上げます。互選していただく場所は正副議長室で、順序は、まず原子力問題調査特別委員会、2番目にアトムサイエンスパーク構想推進特別委員会、3番目に都市計画道路建設促進特別委員会、4番目に環境施設広域化調査特別委員会の順といたします。

ただいまより昼食もかねて、午後1時まで休憩といたします。

(「11時39分」から「13時00分」まで休憩)

議長(矢野正憲君)休憩前に引き続き会議を開きます。

原子力問題調査特別委員会、アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会、都市計画道路建設促進特別委員会及び環境施設広域化調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果報告がござい

ましたので、その報告をいたします。

原子力問題調査特別委員会の委員長に渡辺豊子議員、副委員長に田中豊一議員、アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会の委員長に鱧谷陽子議員、副委員長に大林隆昭議員、都市計画道路建設促進特別委員会の委員長に坂上巳生男議員、副委員長に重光俊則議員、環境施設広域化調査特別委員会の委員長に文野慎治議員、副委員長に田中圭介議員。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）次に、日程第14 議会選挙第3号 泉州南消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

泉州南消防組合議会議員に、副議長の二見裕子議員、総務文教常任委員会副委員長の河合弘樹議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました二見議員、河合議員を当選者と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました二見議員、河合議員が泉州南消防組合議会議員に当選されました。

ただいま泉州南消防組合議会議員に当選されました二見議員、河合議員が議場におられますので、本席から議会会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

それでは、二見議員、河合議員、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第15 議案第28号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第28号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

議案書の11ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

まず、提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、税条例等の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次に、12ページをお開きください。

平成31年3月29日専決。

税条例等の一部を改正する条例です。

それでは、改正内容につきましては新旧対照表によりご説明いたします。

議案書後ろのピンク色の分界紙の次のページ、資料1-1をごらんください。

税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表です。右が改正前、左が改正後です。

改正内容ですが、附則第13条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除です。消費税

率10%への引き上げ時の住宅取得の駆け込み、また、その反動による住宅取得の減少の対策として、消費税10%で住宅を購入し令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住した場合に、住宅ローン控除を適用する期間を10年から13年に延長し、その延長した3年の控除額を建物購入価格の2%の3分の1あるいは住宅ローン年末残高の1%、いずれか少ない金額を税額控除の条件と設定するための措置です。並びに、住宅ローン控除の適用を受けるための住民税の申告について、申告要件を緩和する措置を講ずるものです。

次に、資料1-2をごらんください。

附則第16条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、いわゆる固定資産税のわがまち特例に関する規定ですが、地方税法の改正に伴う項ずれ対応です。

次に、資料1-4をごらんください。

附則第16条の3、住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告です。本町には該当する区域等はありませんが、高規格堤防整備事業の区域内における家屋の所有者が事業の実施により仮移転し、事業後に一定の家屋を平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に新築した場合に、家屋の固定資産税の税額を5年間軽減を受ける者がすべき申告について規定するとともに、今回の地方税法施行令並びに税条例の改正に伴う項ずれ対応です。

次に、資料1-7をごらんください。

附則第18条の2、軽自動車税の税率の特例ですが、今回の改正については、今後の条例改正を行うに当たっての規定を整備するものとして、4月1日施行となっている新車を新規登録後15年を経過した軽自動車税の税率を引き上げる措置を令和元年度に限ったものとし、平成25年度分の燃費性能基準に応じて軽自動車税の税率を軽減する措置を削除するものです。

次に、資料1-11をごらんください。

附則第19条、軽自動車税の賦課徴収の特例ですが、今回の税条例の改正に伴う項ずれ対応です。

次に、資料1-12をごらんください。

税条例等の一部を改正する条例第2条です。平成29年12月21日に公布しました税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでして、こちらについては、改めて軽自動車税の経年重課に係る規定を整備するものです。

次に、資料1-15をごらんください。

税条例等の一部を改正する条例第3条です。平成30年9月28日に公布しました税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでして、こちらについては、平成30年度税制改正において、令和2年4月1日以降に事業を開始する資本金等が1億円以上の大法人等について電子申告が義務化されたところですが、災害やサイバー攻撃などにより申告書を電子的に提出することが困難と認められる一定の理由があるとき、地方団体の長の承認に基づき、電子的な申告書の提出にかえて書面による申告書の提出を可能とする規定を設けるものです。

議案書16ページにお戻りください。

14行目の附則です。

第1条は施行期日で、この条例は平成31年4月1日から施行するものです。

第2条第1項は町民税に関する経過措置で、今回の改正に係る個人町民税に関する部分は平成30年度以降の年度分について適用し、平成30年度までについては従前の例によるものです。

次に、第3条は固定資産税に関する経過措置ですが、この条例の固定資産税に関する規定は平成31年度から適用し、平成30年度分までについては従前の例によるものです。

次に、第4条は軽自動車税に関する経過措置で、この条例の軽自動車税に関する規定は平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までについては従前の例によるものです。

なお、今回の税条例等の一部改正は、平成31年度の税制改正のうち4月1日付で施行しなければならないものについて専決処分させていただきましたが、6月1日付で施行するものについては本議会で、また、それ以外につきましても今後の定例会で上程させていただく予定です。

以上で、議案第28号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

これより討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第28号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第16 議案第29号 平成31年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第29号 平成31年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして平成31年3月28日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、消費税率の引き上げに伴い、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費喚起、下支えをするために実施されるプレミアム付商品券事業に伴う関連経費でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

予算書の1ページをごらんになってください。

第1条です。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,778万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ144億2,331万1,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、省略させていただきます。

6ページ、7ページまでお進みください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金のプレミアム付商品券事業交付金7,778万1,000円の増額につきましては、プレミアム付商品券事業の財源として国庫補助金を計上したものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをごらんになってください。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費のプレミアム付商品券事業、非常勤職員報酬

246万4,000円の増額につきましては、嘱託員2名の報酬でございます。その下の超過勤務手当1万円の増額につきましては枠取り分でございます。その下の臨時雇賃金115万1,000円の増額につきましては臨時職員2名分の賃金でございます。その下の普通旅費7,000円の増額につきましては出張旅費分でございます。その下の消耗品費22万5,000円と印刷製本費38万円の増額につきましては、偽造防止用紙の購入や通信用封筒の印刷費用などの経費でございます。その下の通信運搬費375万7,000円と電話回線架設料31万4,000円の増額につきましては、申請書等の郵送代や専用の電話回線架設費用でございます。その下の電子計算システム開発委託料984万1,000円の増額につきましては、プレミアム付商品券対応システムの構築委託料でございます。その下の機械器具借上料16万8,000円と電子計算機器賃借料439万8,000円の増額につきましては、コピー機の借り上げ費用と電算システム関連機器の賃借料でございます。

次に、款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費のプレミアム付商品券事業、プレミアム付商品券事業委託料5,506万6,000円の増額につきましては、商品券事業参加店舗の募集やプレミアム付商品券の印刷及び販売などの業務を商工会に包括的に委託する費用にプレミアム相当分の費用を加えたものとなっております。

次に、10ページ、11ページをごらんになってください。

補正予算給与費明細書でございます。

10ページの1、特別職の表におきまして、表の左側の比較の行、下のほうをごらんになってください。

9ページでご説明しました非常勤職員報酬246万4,000円の増額分がその他の特別職の行におきまして人数で2名分、246万4,000円の増額となっております。

以上で、議案第29号 平成31年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）2015年にもこのようなプレミアム付商品券事業ですか、あったわけなんです、その効果があったのかどうか十分に検証されていないように思うわけなんです。とりあえず、プレミアム付商品券事業について、先ほど低所得者とかいうふうな説明がありましたが、もう少し詳しくご説明をお願いします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今回の事業の目的でございますが、先ほど説明のあったとおり、消費税の引き上げ、これを緩和するというのが目的でございます。低所得、それから子育て世帯というのが対象になってございます。低所得と申しますのは住民税の非課税世帯ということで、それが対象となるものでございます。ただ、臨時福祉給付金のときと同一の条件でございます。同一の配偶者等が課税である場合につきましてはその対象ではないということになってございます。それから子育て世帯ということで、3歳未満の子が属する世帯の世帯主ということとなっております。

ちなみに、想定される対象者でございますが、非課税の世帯の人数でございますが約8,100人を想定してございます。世帯で申しますと5,400世帯ということを想定しております。それから3歳未満の子が属する世帯ということでございますが、こちらのほうは子どもの数になりますけれども、約1,000人、世帯でいきますと900世帯を対象として実施させていただくものでございます。

お一人当たり額面2万5,000円の商品券、これを2万円で販売、つまり5,000円分がプレミアム分

ということになるということで、消費税の引き上げに緩和をさせていただくということで、これはもう全国一律で実施されるというものでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）一応その2点はわかったんですが、低年金の方はどうですか、低年金の対象。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今おっしゃっているのは年金のプラスで支給される話の分かと存じますが、それにつきましては、社会保険事務所のほうでいわゆる年金に加算されて支給されるということで、そちらにつきましてはこのプレミアム商品券の分とは全く別ということになってございます。所得の種類にかかわらずというか、住民税はそもそも非課税というのが対象になっておりますので、年金の取得種別によって、プレミアム商品券とはまた別の話ということになってございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）そういうことなんですね。わかりました。住民税非課税の中に対象者が含まれている可能性があるというふうに判断しました。

この対象者、線引きが問題になっているんですよ。生まれた子どもが2016年4月2日から2019年9月30日までということで一応決まっているんですが、10月1日に生まれた子どもというのは対象にならないというふうな問題点が指摘されているんですけども、そこは町の裁量で何か変更することとかできるんでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今ご質問の子どもの生まれた基準日でございますけれども、当初は6月1日ということ限定されておったんですが、今ご質問のようなお声が多いということで、9月末というところまで延長されたという経過がまずございます。したがって、それ以降の分については、これはもう熊取町独自の制度ではございませんので、国のほうから示された基準に従って実施をさせていただくということになります。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ということは、国の制度で財源も全部入ってくるものなので専決処分でこういう提案されているんですけども、町の裁量は全くないということで理解してよろしいですね。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）プレミアム付商品券事業は基本的に補助事業でございます。補助制度に従った事業を町のほうで実施させていただくというものでございますので、町で独自、オリジナルの加算というものは、今考えておるところではございません。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。9月30日に生まれた子は対象やけれども10月1日に生まれた子は対象にならないだとか、あと2020年3月31日までに使ってしまうなければいけないというところでは、とても縛りがあるなというふうに感じております。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）このプレミアム商品券、消費税10%になるというところの2%の分、消費の負担を軽減するための国の補助事業かと思うんですが、丸々、だから国のほうが補助していただけるということで、今回上がってきている事業費全て国が交付してくれるというところの段階なんです。

今、対象者の数も聞きたかったんですが、今ご答弁いただきまして、対象の子育てに関しては9月30日というところで江川議員も指摘されておりました。これ、当初6月1日までだったんですが、

公明党の国会議員が10月1日からなので9月30日までということで提案し、その提案が採用されたというふうに聞いております。これ、何でなったかといったら、3歳、4歳、5歳は保育料無償化ということになっておりまして、その対象に外れた0歳から2歳までが対象というところで、この商品券がいただけるというふうなことになったと聞いておりますので、そういう面では理解ができるかというふうに思っております。

私のほうの聞きたいことは、先ほど説明がありました2万5,000円の商品券を2万円で購入できるということですが、対象者には郵送されるということですので、お知らせするということです。いただいたとしても、所得の低い方とか子育てしていらっしゃる方が一遍に2万円というのも負担があるかと思うんです。それというのは分割というんですか、そういう形で商品券を購入することとかもできるんでしょうか。その辺の説明をお願いします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ご指摘のとおりでございます。その点につきましてもいろいろご指摘があった中で、2万5,000円の商品券になるんですけれども、1枚当たり500円の分を10枚つづりで5,000円というのを5セット購入できるというイメージを持っていただければと思います。一度に5セット2万5,000円分を購入されるのもよし、1回5,000円分を購入されて、残り4回また来ていただくということも可能やというふうになってございます。ですので、その辺につきましてはできる限り少額で購入するということが可能になっております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。そういう形で進めていただけたらいいかと思えます。

そうやって考慮もしていただいているというところで、対象者の方には全て郵送していただけるというところですね。漏れなく、対象であるのに情報が届かないということのないようにしていただきたいと思えますので、その辺よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）システム開発委託料984万1,000円なんですけれども、何のシステム開発するののかというのと、980万円というのがプレミアム商品券事業に対してこれに使うためだけのシステムだったら多いかなと思います。ご説明をお願いします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）おっしゃるのもご無理ごもつともなところでございます。最初見積もりが上がってきたときには、本当はかなり高額な金額も上がってきたところではございますが、業者との何回にもわたる交渉を重ねてこの金額に至ったということが正直なところでございます。前回の臨時福祉給付金とほぼ同程度の金額におさまっておるところで、システムの委託料に関してこの額でもって予算計上をさせていただいているというようなところでございます。

中身につきましては、対象者を抽出して、そして引きかえ券を印刷、発行する、そしてその実際に引きかえに来られているのかどうかということの管理をする、そういった一連のシステムになってございます。住民情報からその情報、それから住民税の課税情報、それとのミックス、連動ということもさせる必要があるというようなところで、それを一括して総合的に管理するシステムというのが中身となってございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）実施時期を教えてくださいたいと思えます。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）この実施につきましては、手続のいわゆる購入引きかえ券につきましては9月上旬から順次発送させていただきます。そしてその後、商品券の実際に引きかえ券をもって、今予定してございますのが、商工会のほうでそれを委託して実施していただく予定でございますが、

その実施販売が10月から来年の2月を予定してございます。そのようなスケジュールで今時点、考えておるところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。多くの議員がこのことに注目して今質問があったんですけども、8月とか9月とかの議員全員協議会とかで、委託先の商工会との調整ができていよいよこういうスキームでやるんだというときには、詳細をぜひお知らせ願いたいので、それだけお願いします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）実は、この商品券の概要につきましては3月の議員全員協議会でも一定ご紹介をさせていただいております。あと詳細の分につきましても可能な範囲、より詳しい情報が入り次第、またお伝えをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）3月の議会は私らは入っていませんので、その点やっぱりちょっと配慮をお願いします。

（「わかりました。申しわけありません」の声あり）

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）今、先ほど使用期間が2020年2月とおっしゃっていたんですけど、3月ではないんですか。2月ってちょっと。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）販売が2月、使用は3月です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

これより討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第29号 平成31年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第17 議案第30号 監査委員の選任同意についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、重光俊則議員の退席を求めます。

（重光俊則君退場）

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第30号 監査委員の選任同意についてご説明申し上げます。

監査委員の重光俊則氏につきましては、平成31年4月30日付で任期満了となりました。つきましては、同氏を再任したいと考えますので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件について、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。
それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第30号 監査委員の選任同意についての件を採決いたします。
本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。
重光俊則議員の入場、着席を求めます。

(重光俊則君入場)

議長(矢野正憲君)次に、日程第18 議案第31号 税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事(阪上 章君)それでは、議案第31号 税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の20ページをお開きください。

初めに、今回の改正内容ですが、平成31年度税制改正のうち、市町村等に対し寄附を行った際に適用される特例控除、いわゆるふるさと納税についてでございます。

まず、提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

次に、21ページをお開きください。

税条例の一部を改正する条例です。

それでは、改正内容につきましては新旧対照表によりご説明いたします。

議案書後ろのピンク色の分界紙の後ろ、資料2-1をごらんください。

税条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。右が現行、左が改正案です。

寄附金税額控除について規定しています第24条ですが、地方税法の一部改正の対応で、寄附金税額控除のうちふるさと応援寄附金を特例控除対象寄附金とし、寄附金の募集を適正に実施することや、返礼品の返礼割合が寄附金額の3割以下、また、地場産品に限るなどの要件を満たして総務大臣に指定された市町村等に対する寄附金を特例控除対象寄附金とするものです。

資料2-2をごらんください。

附則第13条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例ですが、地方税法の改正に伴う項ずれ対応です。

附則第15条、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等並びに資料2-3、附則第15条の2ですが、ワンストップ特例の対象とする寄附金を特例控除対象寄附金に名称を変更するものです。

議案書21ページにお戻りください。

15行目の附則です。

第1条は施行期日で、この条例は令和元年6月1日から施行するものです。

第2条は、第1項は町民税に関する経過措置で、今回の改正に係る個人の町民税に関する部分は令和2年度以降の年度分について適用し、平成31年度分までについては従前の例によるものです。

同条第2項及び第3項において、特例控除対象寄附金に係る規定については令和元年6月1日以

降に支払われた寄附金に対して適用し、それ以前に支払われた寄附金については従前の例によるものです。

以上で、議案第31号 税条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）これ、国のほうの法改正で条例改正になっているんですが、きょう総務省から熊取町にも通達があったかと思うんですが、令和元年6月から9月までの寄附に関してのみこの交付税特例、その対象とするというふうになっていたと思うんです。ちょっとその辺のところの説明をお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）今ご質問ありましたとおり、昨日、総務省から6月以降の、ただいま阪上理事のほうからありましたいわゆる新ふるさと納税制度、これに係ります総務大臣の指定に関する通知が発表されたところでございます。結果内容につきましては、報道等により既にご存じかと思いますが、令和元年6月以降これの指定から外れた団体というのが大きく報道されたところなんです。こちらが、申請自体を行わなかった東京都と、それから泉佐野市を含む4団体ということが報道されました。

次に、ご質問の本町を含む43団体なんですけれども、本年6月から9月30日までの4カ月間の指定を受けた団体ということで、いわゆる短期免許的な形で指定を受けた団体が本町を含む43団体と。それ以外の1,740団体というのが本年6月から来年の9月30日までの1年4カ月ということで、プラス1年されているという、そういった内容でございます。

本町の短期間の4カ月と、それからそれ以外、多くの1,740の1年4カ月の指定の差でございますけれども、本年7月にまた改めて10月以降の申し出を行うことができるということになっておりますので、わかりやすく申しますと、7月にもう一回申請をしないといけないという事務手続が1回余計にかかりますけれども、結果的には、この指定は今回我々、内容で合格をもらっていますので、この内容でいけば本年9月に来年の9月30日までの指定を受けることが可能であるというふうに認識しております。その点につきましては一定ご安心いただけたらというふうに思います。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終了いたします。

これより討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第31号 税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第19 議案第32号 介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本健康福祉部理事。
健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、議案第32号 介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の23ページをごらんください。

まず、提案理由でございます。介護保険法の一部改正により、令和元年10月の消費税率10%への引き上げに合わせ、低所得者の保険料のさらなる軽減強化を行うことから、保険料の見直しを行う必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

主な改正内容でございますが、平成27年度より消費税率引き上げに伴い、介護保険料所得段階第1段階の被保険者に対し保険料の軽減を行ってきたところでございますが、今回の消費税率引き上げに合わせて、さらに第1段階から第3段階までの町民税非課税世帯に属する低所得被保険者の保険料軽減を強化、拡充するため、保険料の見直しを行うものでございます。また、当該見直しは令和元年10月から実施されることから、平成31年度保険料の軽減額につきましては令和2年度の完全実施における軽減額の半分となるため、段階的に保険料の改正を行うこととなります。

それでは、24ページをごらんください。

介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

説明につきましては新旧対照表で行いますので、ピンク色の分界紙の後ろにございます資料3をお開きください。議案書の最終ページになります。

介護保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案となっております。

第3条につきましては、改元に伴い「平成32年度」を「令和2年度」に改めるものでございます。

第2項につきましては、条例第3条第1号の被保険者、具体的には所得段階第1段階の方、生活保護受給者または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税の被保険者及び本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の被保険者の介護保険料につきましては、平成27年度から保険料の軽減が実施されており、今回の消費税率引き上げに合わせ、さらに軽減強化するものでございまして、平成31年度から令和2年度までの保険料は、現行の「3万2,707円」を「2万7,256円」に改めるものでございます。

次に、第3項及び第4項につきましては、新たに保険料の軽減を拡充するため新設するものでございます。

まず、第3項につきましては、第3条第2号に掲げる第1号被保険者、具体的には所得段階第2段階の方、本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超え120万円以下の被保険者でございまして、現行の「4万7,244円」を「4万1,793円」に改めるものでございます。

第4項につきましても、第3条第3号に掲げる第1号被保険者、具体的には所得段階第3段階の方、本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円を超える被保険者でございまして、現行の「5万4,513円」を「5万2,695円」に改めるものでございます。

議案書の24ページにお戻りください。

附則でございます。

第1項 施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の介護保険条例の規定は平成31年4月1日から適用するとしております。

次に、第2項 経過措置でございますが、この条例による改正後の介護保険条例第3条の規定は平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例によるとしております。

以上で、議案第32号 介護保険条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

これより討論を省略し、採決を行いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号 介護保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第20 議案第33号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第33号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、先ほどご可決賜りました介護保険条例の一部改正に伴い必要となります低所得者の保険料軽減強化のための予算となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんになってください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,619万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ144億3,950万9,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるとしております。

次に、第2条につきましては、このたびの改元に伴い、予算上の元号表記を令和に統一する旨の規定でございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんになってください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の低所得者保険料軽減負担金809万8,000円の増額につきましては、今回の軽減措置に伴う国の負担金でございます。

次の款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の低所得者保険料軽減負担金405万円の増額につきましては、同じく軽減措置に伴う府の負担金でございます。

次の款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金405万円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

こちらの款 民生費、項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金1,619万8,000円の増額につきましては、国庫、府費と町の一般財源を合わせて、保

除料軽減のための経費を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

以上で、議案第33号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

これより討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第33号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第3号）についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第21 議案第34号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、議案第34号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正内容でございますが、介護保険法の一部改正により、令和元年10月の消費税率10%への引き上げに合わせ、低所得者における介護保険料の軽減を強化、拡充するため、保険料の見直しを行うことに伴う補正でございます。

まず、1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によることとさせていただきます。

次に、第2条では、改元により平成31年度予算全体における元号の表記は、令和に統一する旨を定めております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 保険料、項 介護保険料、目 第1号被保険者保険料1,619万8,000円の減額につきましては、介護保険料所得段階の第1段階から第3段階までの町民税非課税世帯に属する低所得被保険者の保険料の軽減に伴い、減額補正するものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 低所得者保険料軽減繰入金1,619万8,000円の増額につきましては、今回の保険料軽減に対し、国2分の1、府4分の1、町4分の1の割合で負担することとなっております。国及び府負担分につきましては一旦一般会計で収入し、町負担分と合わせて一般会計から介護保険特別会計に繰り入れるものでございます。

次に、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

款 保険給付費、項 介護サービス等諸費、目 介護サービス等諸費につきましては、予算額に

は増減はございませんが、歳入予算の補正に伴う財源振替を行うものでございます。

以上で、議案第34号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

これより討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第34号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、総務文教常任委員会委員長から、お手元にお配りしました申出書のとおり、所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査についての件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査についての件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議長（矢野正憲君）それでは、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長から、所管事務調査について、議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（矢野正憲君）次に、事業厚生常任委員会委員長から、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。事業厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査についての件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、事業厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査についての件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議長（矢野正憲君） それでは、事業厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査についての件を議題といたします。

事業厚生常任委員会委員長から、所管事務調査について、議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、事業厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（矢野正憲君） 次に、議会運営委員会委員長から、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会の閉会中の継続調査についての件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議長（矢野正憲君） それでは、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和元年第1回熊取町議会臨時会閉会から令和元年6月熊取町議会定例会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和元年第1回熊取町議会臨時会閉会から令和元年6月熊取町議会定例会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（矢野正憲君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君） それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました諸議案につきまして、慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございました。

今回ご就任されました矢野正憲議長、二見裕子副議長におかれましては、ぜひ、住民の福祉の向上、よりよいまちづくりの実現のために、住民ニーズを的確に把握いただき、町行政とも連携を図られながら議会運営を行っていただきますようお願いいたします。

さらに、議員の皆様方におかれましては、今後ますますご多忙にならうかと存じますが、健康にご留意の上、町政発展のため引き続きご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます、簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

議長（矢野正憲君） これをもって、令和元年第1回熊取町議会臨時会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「14時08分」閉会)

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和元年5月15日

熊取町議会

議 長

矢 野 正 憲

臨時議長

重 光 俊 則

議 員

田 中 圭 介

議 員

大 林 隆 昭